

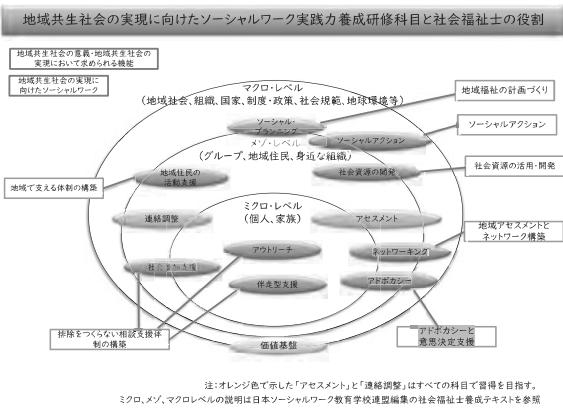
アドボカシーと意思決定支援

ルーテル学院大学
高山由美子

本科目の目標

○ 地域共生社会の実現に向けて

- ・ ソーシャルワーク実践の根幹であるアドボカシーの意味をあらためて理解する。
- ・ 本人の意思を尊重する支援のあり方について、参加支援と本人を取り巻く環境を視野に入れた権利擁護の視点から理解する。



アドボカシーとは

アドボカシー：代弁。弁護。

権利擁護。

⇒代弁機能や人としての尊厳を奪われ、侵害された権利の回復の支援に力点をおいた概念。

アドボケイトはソーシャルワーカーである社会福祉士が果たすべき重要な役割。

また、本人の参加を支援するという視点からのアドボカシーも重要な役割。(福島、2015) (久田、2008)

アドボカシーの対象

- ① ケースアドボカシー：個人の権利を守る活動。
 - ② クラスアドボカシー：同じような状況におかれている人たちの（コーズアドボカシー）権利を守る活動。
- ⇒専門職による権利擁護活動。
個人及び人々の権利擁護のため環境への働きかけ・交渉。
社会資源の活用・改善・創出。
ネットワークを構築しアドボカシーの機能を發揮する。
ミクロレベルからマクロレベルに至るまでを網羅する。
予防的対応から事後的対応までを網羅する。

アドボカシーの類型

- ① セルファアドボカシー：当事者として自らの権利を主張し、自らを守る活動を展開。
- ② 市民アドボカシー：市民の立場から、市民の権利を守る活動を展開。勉強会等を通した政策提言等。
- ③ リーガルアドボカシー：弁護士等、法的手段によって権利を守る活動を展開。

(福富、2019)

ソーシャルワークにおけるアドボカシー・権利擁護

ミクロレベルであれ、マクロレベルであれ、
予防的対応であれ、事後の対応であれ、
直接的な支援であれ、間接的な支援であれ、

社会福祉士の実践の中核は権利擁護にある。

障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインの趣旨 ①

国内法の基盤となる「障害者の権利に関する条約」を具体化する（真のノーマライゼーションの実現、権利擁護の具体化）ことが求められる中で、障害者の「自己決定の尊重」に基づいた支援の重要性を指摘。

⇒意思決定支援の枠組み・方法・標準的なプロセスの必要性。

⇒ガイドラインで「意思決定支援」の枠組みを提示

障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインの趣旨 ③

意思決定支援の定義

「意思決定とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。」

意思決定支援をめぐる動向

2つの意思決定ガイドライン

- ① 「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」(厚労省、2017)
- ② 「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」(厚労省、2018)

*医療領域では「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」(厚労省、改訂2018)等がある。

障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインの趣旨 ②

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

第1条の2(基本理念)

どこで誰と生活するかについての選択の機会の確保。

第42条等

障害福祉サービス事業者への利用者の意思決定支援への配慮要請。

障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインの趣旨 ④

意思決定を構成する要素

- ① 本人の判断能力
⇒慎重なアセスメントの必要性
- ② 意思決定支援が必要な場面
⇒日常生活における場面
　例) 食事・衣服の選択、外出、余暇活動等
⇒社会生活における場面
　例) どこで誰と生活するかについての選択等
- ③ 人的・物理的環境による影響
⇒本人との関係性、日常の環境や経験の有無等

障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン の趣旨 ⑤

意思決定支援の基本原則

- ① 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。
- ② 職員等の価値観において不合理と思われても、他者の権利を侵害しなければ、その選択を尊重する姿勢が求められる。
- ③ 本人の自己決定や意思確認が困難な場合は、関係者が集まり、本人の日常生活場面等における表情・感情・行動に関する記録等の情報、生活史、人間関係等を把握し、根拠を明確にして、本人の意思及び選好を推定する。

障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン の趣旨 ⑥

最善の利益の判断

- ① メリットとデメリットの検討（本人の立場から）
- ② 相反する選択肢の両立
- ③ 自由の制限の最小化

障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン の趣旨 ⑦

意思決定支援の枠組み

- ① 意思決定支援責任者の役割
⇒意思決定支援会議の企画・運営等
- ② 意思決定支援会議の開催
⇒関係者による「サービス担当者会議」「個別支援会議」との一体的実施等
- ③ 意思決定が反映された個別支援計画等の作成
- ④ モニタリング、評価及び見直し

障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン の趣旨 ⑧

意思決定支援の流れ（別紙①）

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン の趣旨 ①

「成年後見制度の利用促進に関する法律」を受けて設置された、成年後見制度利用促進委員会において、「障害者や認知症の人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべき」との指摘があった。

⇒認知症ガイドラインでは、認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定支援の基本的考え方（理念）や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理し、認知症の人のが、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送ることを目指す

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン の趣旨 ②

意思決定支援の定義

「認知症の人であっても、その能力を最大限活かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるようにするために行う、意思決定支援者による本人支援をいう。（中略）認知症の人の意思決定をプロセスとして支援するもので、通常、そのプロセスは、本人が意思を形成することの支援と、本人が意思を表明することの支援を中心とし、本人が意思を実現するための支援を含む」

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン の趣旨 ③

この定義には注がある

「(前略)認知症の人の意思決定支援をすることの重要性にかんがみ、その際の基本的考え方等を示すもので、本人の意志決定能力が欠けている場合の、いわゆる『代理代行決定』のルールを示すものではない。(後略)」

⇒障害者の意思決定支援ガイドラインとの違いが示される。

19

意思決定支援等に係る各種ガイドラインの比較について

意思決定支援等に係る各種ガイドラインの比較について (別紙④)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000689414.pdf>

厚労省 意思決定支援ワーキング・グループ作成

21

意思決定支援において重要な視点

- ① 本人には意思があり、意思決定（自己決定）の権利は本人にあるという前提に立つ。
- ② 意思決定支援は、その人の状況をふまえ、環境を整える支援である。
- ③ 本人参加の下、関係者、関係機関と連携する、チームで支援する。
- ④ 支援者の意思決定支援に関する知識や技術を向上させる。
- ⑤ 意志決定支援はプロセスであることを理解する。
- ⑥ 意思決定支援の根拠となる記録を作成する。
- ⑦ 支援者は本人と家族等に対する説明責任を有していることを自覚する。

23

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン の趣旨 ④

認知症意思決定支援ガイドラインにおける 支援の概念図（別紙②）

認知症意思決定支援ガイドラインにおける 日常生活・社会生活等における意思決定支援 プロセス（別紙③）

20

上山（2019）による見解 (最大公約数的な意思決定支援の要素)

- ① 「本人の能力存在推定原則」を前提として、本人に潜在する意思決定能力が発揮できるための環境整備が重視されること。
- ② 本人の主観的な考え方・価値観・趣味・思考等（自分らしさ）が支援を得た意思決定に反映されていること。
- ③ 常に複数の支援者が意思決定支援のプロセスに参加すること。
- ④ 本人と支援者の関係性に対する配慮が必要なこと。
- ⑤ 最後の手段としての代行決定の余地を認める。

⇒しかし、あくまでも本人中心であること。

22

ICTを活用した アドボカシー・意思決定支援の可能性

福祉現場におけるICT活用の視点

- ・業務改善
- ・特に間接業務の効率化⇒本来業務・主たる業務のための時間の創出
- ・情報共有⇒連携・協働の促進
- ・情報発信と双方の情報交流 等

アドボカシー・意思決定支援での活用の可能性は

- ・コミュニケーション支援
- ・リモートによる相談・コミュニケーション
- ・利用者の特性やエンパワメントの視点からの活用の可能性

24

学びのふりかえりとまとめ

～社会福祉士としてアドボカシーと意思決定支援をとらえる視点～

- ① 権利の主体は誰か。支援者の役割とは何か。
- ② 「自己決定」は能力でとらえるのではなく、「権利」としてとらえる。
- ③ 意思決定支援は単純な「代行決定」(本人にかわって決める)ではない。
- ④ 意思決定支援において、支援者(専門職)は迷い、悩む場面があつて当然である。
- ⑤ 専門職だけでは、なし得ない支援だととらえる。
- ⑥ 意思決定支援とは、誰にとっての「最善の利益」なのかを問い合わせ続ける。
- ⑦ 意思決定支援が行える環境の整備と方法の多様性を模索する。
→たとえば…ICTを活用したアドボカシーと意思決定支援の可能性。
- ⑧ アドボカシーに取り組むことにより社会の意識変容に取り組む。

25

実践をふまえたアドボカシーと 意思決定支援の可能性

演習では、実践において…

- ・どのようなアドボカシーを行っているか
- ・意思決定支援場面においてどのような葛藤があるか
- ・社会福祉士として、どのようにアドボカシー、意思決定支援を行っていくか
- ・ICTを活用したアドボカシー・意思決定支援の可能性は…等について検討します。

26

文献

- ・社会福祉士養成講座編集委員会編『相談援助の理論と方法Ⅱ第3版』、中央法規出版、2019年。
- ・社会福祉士養成講座編集委員会編『相談援助の基盤と専門職第3版』、中央法規出版、2015年。
- ・日本福祉大学権利擁護研究センター監修・平野他編『権利擁護がわかる意思決定支援－法と福祉の協働』、ミネルヴァ書房、2018年。
- ・名川他編『事例で学ぶ福祉専門職のための意思決定支援ガイドブック』、中央法規出版、2019年。
- ・上山泰「意思決定支援と成年後見制度」日本社会福祉士会編『意思決定支援実践ハンドブック』、民事法研究会、2019年。
- ・障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン(2017 厚生労働省)
- ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン(2018厚生労働省)
- ・意思決定支援等に係る各種ガイドラインの比較について(2020 厚生労働省)

47

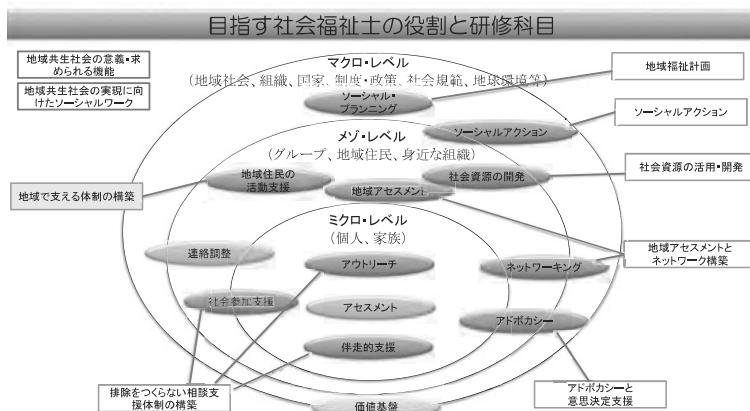
地域で支える体制の構築

東洋大学
中山 弹

本テーマの目標

○地域共生社会の実現に向けて

- 支える主体への理解ならびに地域住民が主体として重要であることへの理解を促す
 - 地域で支える体制の構築に向けた社会福祉士の機能と役割についての理解を促す
 - 地域住民が主体として役割を果たすためには福祉教育が重要であるため、それについて理解を促す
 - 多機関・多職種・福祉以外の機関との協働についての理解を促す



1 地域で暮らす人々の生活とソーシャルワーク

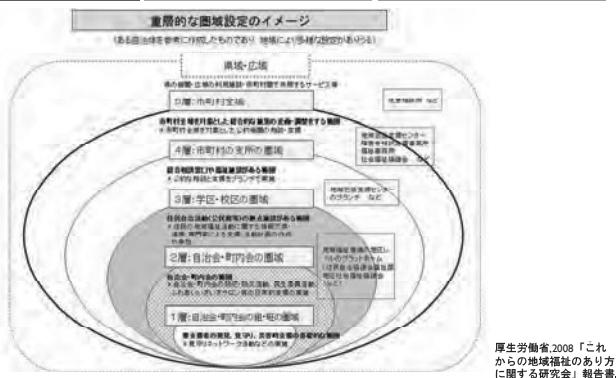
- ・地域とは、地域で暮らすとはどういうことか
 - ・ソーシャルワークの展開する空間としての「圏域」とは
 - ・社会福祉法で規定する「地域生活課題」とは

地域とは何か、地域で暮らすとはどういうことか

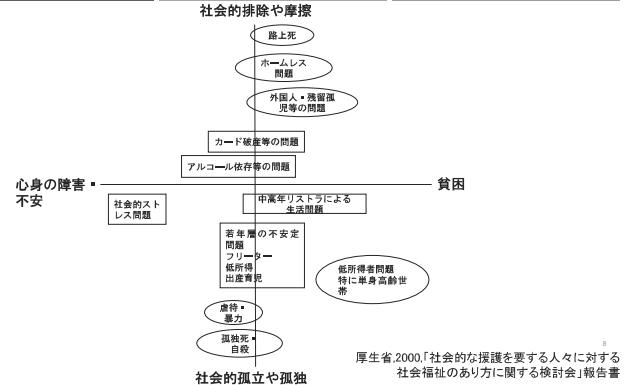
- 私たちは地域で暮らす「生活者」である
 - 住民は「利害関係者」でもある
 - 「絆」が共感される時代。しかし、「絆」の外の人への〈排除性〉を含んでいる
 - 他者への関心と承認、そして互いへのリスペクト
 - 「重荷」を等分負担すること、リスクを「予防」することがコミュニティの大事な機能
 - 福祉コミュニティをめざしていくこと



図解設定と福祉実践



現代社会の社会福祉の諸問題



社会的孤立・排除・生活困窮の増幅と地域を基盤とするソーシャルワークの必要性

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ■ ニート・ひきこもり | ■ 外国人 |
| ■ 精神疾患 | ■ 性暴力被害者 (DV, レイプ等) |
| ■ 知的障がい／知的障がい疑い | ■ セクシュアル・マイノリティ |
| ■ 発達障がい／発達障がい疑い | ■ 依存症 |
| ■ 虐待 | ■ 労働関係の問題 |
| ■ 多重・過重債務者 | ■ 被災・避難者 |
| ■ ホームレス | ■ 介護・介護者 |
| ■ 矯正施設出所者等 | |

従来の捉え方:
生活困窮=経済困窮

(社会的包摂サポートセンター 2015)

X
複数支援拒否的なニーズ
（セルフネグレクト
（8050問題等））

今日必要な捉え方:
生活困窮=ヴァルネラビリティ（社会的脆弱性：
経済的貧困・関係性の貧困・社会構造の脆弱性等）

- 【第106条の4（重層的支援体制整備事業）】 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため・・・重層的支援体制整備事業を行うことができる。
- 【第107条（市町村地域福祉計画）】 ・・・地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項・・・
- 【第108条（都道府県地域福祉支援計画）】 ・・・市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

「地域生活課題」に関する諸規定（社会福祉法）＊抜粋

- 【第4条3項】 ・・・福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労・教育、地域社会からの孤立、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（地域生活課題）・・・
- 【第106条の2】 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、当該事業で解決できない地域生活課題を把握したときは・・・必要があると認めるときは、支援関係機関に対し・・・解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。
- 【第106条の3（包括的な支援体制の整備）】 市町村は・・・重層的支援体制整備事業をはじめとする・・・各般の措置を通じ・・・地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めなければならない。 ⑩

2 地域住民との協働による地域共生社会の推進

- ・地域福祉の推進主体としての住民
- ・多様な推進主体との協働
- ・地域共生社会の実現をめざした支援体制

地域共生社会づくりに向け、ボトム・アップの仕組みづくりが求められている

- 市町村・地域の実情に応じて包括的支援体制を整備するために（3つの支援の一体的実施）*

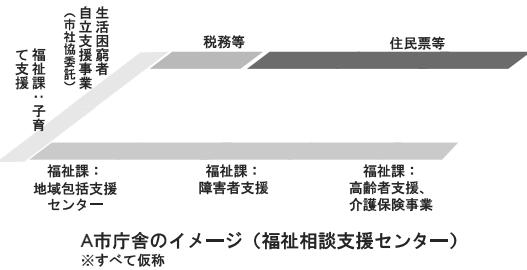
- ①相談支援（断らない相談支援）
- ②参加支援
- ③地域づくりに向けた支援

- 重層の支援体制整備事業**...地域生活課題の解決に資するため、市町村は各法（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法）の事業の一體的実施により、行うことができる

*「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ（概要）2019*12*26

**「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）※2020*6*12

地域共生社会の実現に向けた体制構築 地方都市A市の事例から

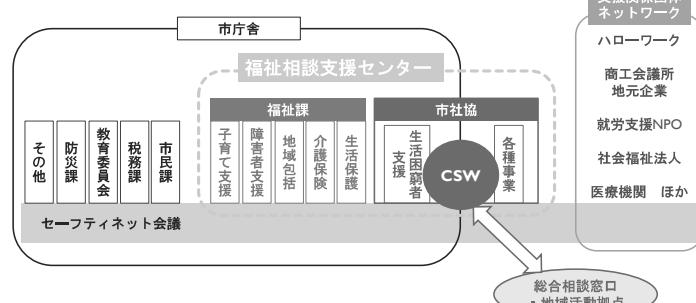


A市庁舎のイメージ（福祉相談支援センター）

※すべて仮称

14

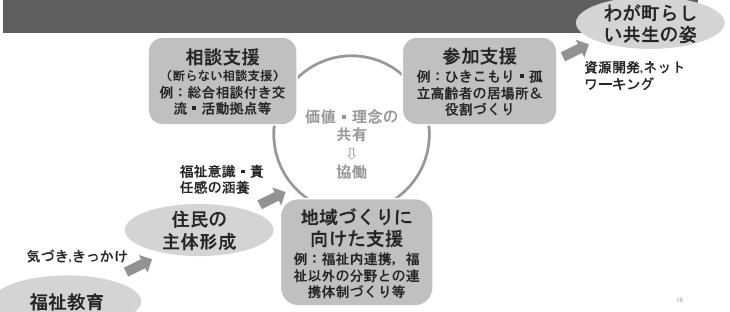
福祉相談支援センター（仮称）の体制イメージ



A市資料をもとに作成

15

皆さんの地元では、どう展開していますか？



わが町らしい共生の姿

資源開発、ネットワーキング

16

3 地域福祉の推進と福祉教育

- ・ 福祉教育の概念
- ・ 福祉教育の目標と展開
- ・ 福祉教育の意義

17

■ 系譜

学校教育の流れ

学童・生徒のボランティア活動普及事業他

地域福祉の流れ

地域の生活課題を、自身の／住民共通の課題として認識し、福祉増進の住民運動を自主的・継続的に行えるようにしていくこと

■ 定義

大橋謙策（1999）による定義

憲法第13条、第25条に規定された基本的人権を前提にして成り立つ平和と民主主義社会をつくりあげるために、歴史的にも、社会的にも阻害されてきた社会福祉問題を素材として学習することであり、それらとの切り結びをとおして社会福祉制度・活動への関心と理解をすすめ、自らの人間形成をはかりつつ、社会福祉サービスを受給している人々を社会から、地域から阻害することなく、共に手を携えて豊かに生きていく力・社会福祉問題を解決する実践力を身につけることを目的に行われる意図的な活動である

調査2020

福祉教育の主体と方法

福祉教育の推進主体*

- 学校
- 社協
- ボランティアグループ、市民活動団体 他



フェーズと方法**

▶ フォーマル教育

公民館・社協等が主催する体系的な講座（認知症サポート養成講座・介護職員初任者研修等）

▶ インフォーマル教育

日常生活の中での学び（障害のある人との関り、近隣で認知症高齢者の話を聞く、マスコミ報道で情報を得る等）

▶ ノンフォーマル教育

地域の行事・講演会・ボランティア活動参加で学ぶ等

* 講訪2020 ** 上野谷・原田2016

福祉教育の具体例

体験学習

高齢者疑似体験装具による演習
車いす体験
アイマスク体験 等

サービスラーニング

高校・大学等で、学習活動と社会貢献活動を結びつけることで、市民としての責任感と力を養う（ボランティア＜地域の一員としての役割）

ワークショップ

まち歩き、住民懇談会 等



* 都市づくりNPOさいたま ** 精華町

「地域福祉めがね」づくり

地域の事象を“どう”見るか？（個人の問題/地域の問題、行政の問題/私たちの問題）

（例）ひとり暮らし高齢者のゴミ屋敷 → 廃棄物めがね → 地域福祉めがね

上野谷・原田2016 中島2020

福祉教育の意義

- 福祉的な課題が制度の谷間で発生している—福祉教育の学習素材を、社会福祉・社会保障制度の枠内で、形式的に取り上げるので意味がない（講訪2020）
- 他者とのかかわり・対話・共生の中で学び、協働して生活課題の解決に取り組む人々のための学習を広げていくこと（講訪2020）
- 地域には、「困難を抱える人々をお互いに支え励ます側面」と、「自分たちと異なる人々を排除したり、抑圧するなど、冷たく恐ろしい側面」もある。福祉関係者はこの〈二面性〉を理解し、差別・偏見・無関心に向き合わなければならぬ（中島2020）

21

22

4 多様な主体が協働するまちづくりへ

- ・多機関との協働
- ・多職種との協働
- ・福祉以外の機関との協働

多様な主体が垣根を越えてつながる〈越境〉の実践

- 福祉分野が直面する壁…少子高齢化・格差社会・個人主義化等の深刻化により、分野別・対象別立法に基づく制度サービス、申請主義的・個別給付型のサービスがカバーしない問題（制度の狭間）の多様化・増加
- 福祉以外の分野が直面する壁…地方経済衰退・中心市街地の空洞化・第一次産業の後継者不足、地域活動の担い手高齢化等、地域づくりを停滞させる問題群の増幅



フォーマル／インフォーマル、福祉内各分野、福祉分野・福祉以外の分野が〈越境〉する実践（谷口・永田2018）が、開発されてきている

→キーワード：農福（農・工・商・福）連携、企業のCSR（社会貢献）、教育・医療・住まい…と福祉の連携、社会福祉法人の公益活動、地方創生・コミュニティビジネス 等

福祉以外の分野の機関との協働によるさまざまな実践例

※テーマ「社会資源の活用・開発」で解説

- 商店街の空き店舗を活用して地域の居場所に
- 小・中学校の余裕教室や廃校舎を使った地域の居場所に
- 企業等の敷地を借りて地域の居場所に
- 複数の社会福祉法人の連携による生活困窮者支援（制度の狭間問題の発見・解決）
- 福祉施設の設備（交流室、浴室等）を使った子ども食堂、身体障害者の入浴支援、送迎車を使った買い物・移動支援等
- 福祉行政とその他の主管の連携による見守り・支援
- 中間的就労を盛り込んだ地場産業の活性化

…その他、多彩な事例が全国で見られる

24

まとめ

- 地域では既存の制度や資源でカバーできない生きづらさ（地域生活課題）が多様化・増大している
- 潜在・顕在する問題を機敏に見つけ出し、地域で見守り・支援をする仕組みが求められている
- 社会福祉の行政・専門機関だけでできないことも、分野のカバを越えて連携することで開発的な実践につながることがある
- 地域の実情に即して、住民一般や多様な立場の事業者等と協働する体制を構築することで、つながりの強い、そしてさまざまなリスクに強い地域（共生社会）を築いていくことができる
- 地域に福祉の価値を醸成し、問題解決力を涵養する専門技術として、福祉教育がある

自分の勤務・担当する地域・地区（市区町村、生活圏域等）に
当てはめて考えてください

演習では、「3つの支援」（スライド13）について考えてみます。

- ①参加支援の必要な人は誰？どこにいる？
- ②その人たちと出会うために、どんな相談支援の体制・方法が必要？
- ③排除しない地域づくり・協働の地域づくりに向けて、誰と・どのようにつながればいい？

等について検討しましょう。

参考文献

- 上野谷加代子・原田正樹編（2016）『地域福祉の学びをデザインする』有斐閣。
古川孝順（2019）『古川孝順社会福祉著作選集第1巻 社会福祉学の基本問題』中央法規出版。
厚生労働省（2008）『「これから地域福祉のあり方に関する研究会」報告書』。
厚生省（2000）『「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書』。
中島修（2020）『福祉教育』加山彈・熊田博喜・中島修・山本美香『ストーリーで学ぶ地域福祉』有斐閣。
社会的包摶サポートセンター（2015）『事例でみる生活困窮者』中央法規出版。
諫訪徹（2020）『ボランティア活動と福祉教育』『社会福祉学習双書』編集委員会編『社会福祉学習双書
第8巻 地域福祉論－地域福祉の理論と方法』全社協。

2020年度 地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修
地域福祉の計画づくり

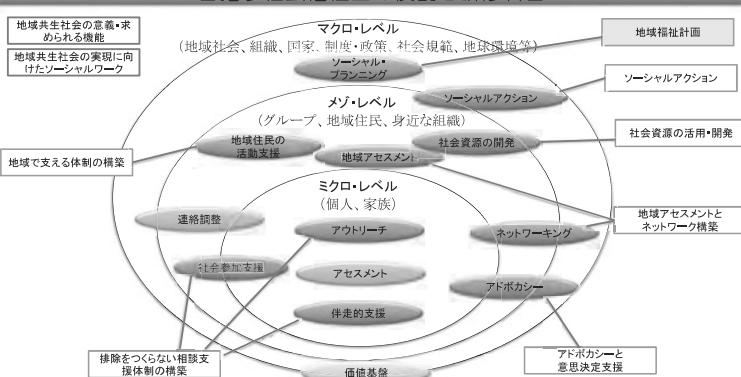
東洋大学
加山 弾

本テーマの目標

○地域共生社会の実現に向けて

- 福祉計画の全体像および各々の計画の有機的なつながりを理解する。
- 地域福祉計画の策定体制・方法を学ぶ。
- 社会福祉法における地域福祉計画の規定および法改正による変更点への理解を促す。
- 住民が計画策定に参加することの意義およびソーシャルワーカーによる策定支援を学ぶ。

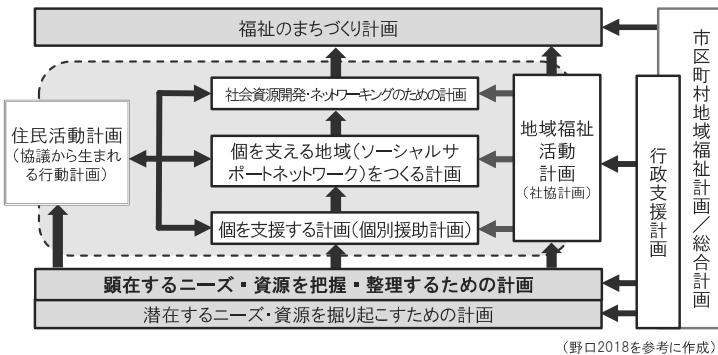
目指す社会福祉士の役割と研修科目



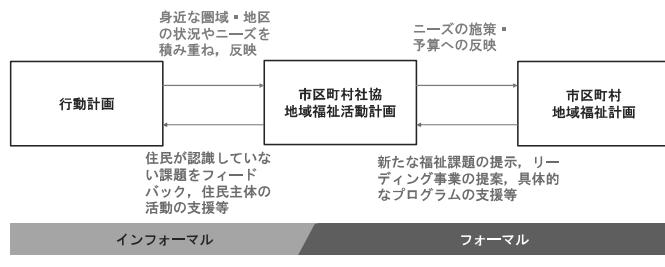
1 福祉計画の意義と策定、運用

- さまざまな福祉計画を体系的に把握する
- 市町村が策定する「地域福祉計画」、都道府県による「地域福祉支援計画」、社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」の関係を知る

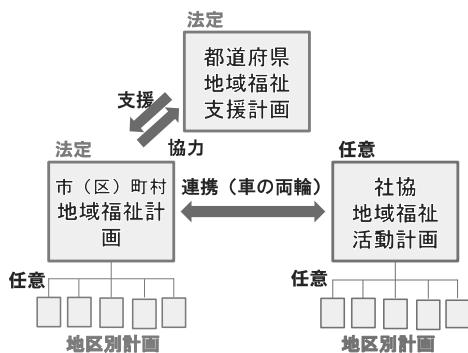
さまざまな計画による地域福祉推進



住民主体の行動計画（インフォーマル）と行政・社協の地域福祉（活動）計画（フォーマル）



地域福祉計画の種別と連携イメージ



「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（一人ひとりの地域住民への訴え）」
(2002.1.28 社会保障審議会福祉部会)

理念

- (1)住民参加の必要性
- (2)共に生きる社会づくり
- (3)男女共同参画
- (4)福祉文化の創造

基本目標

- (1)生活課題の達成への住民等の積極的参加
- (2)利用者主体のサービスの実現
- (3)サービスの総合化の確立
- (4)生活関連分野との連携

2 地域福祉計画の策定体制・方法

- ・住民参加・当事者参加を重視する地域福祉計画の策定体制を学ぶ
- ・策定における視点と方法を理解する

住民参加による計画策定の体制と方法（例）

- 策定委員会・・・福祉関係者（行政、社協、福祉施設職員、民生委員・児童委員、町内会・自治会の代表者など）、その他の分野の関係者（保健、まちづくりなど）といったメンバーで構成。福祉当事者・支援団体や公募委員など
- 分科会・・・策定委員会の下に、地区別、テーマ別などで設置。作業部会、ワーキンググループなど
- 地域の状況や課題などの情報収集・・・行政の統計データ類、まち歩き、福祉マップづくり、アンケート調査、関係団体・当事者へのヒアリングなど
- 住民懇談会・・・より多くの住民や当事者から意見を募るために集まり・討議の場。ワークショップなどの方法により、参加者が自由に地域のことを話しあう中で、課題抽出・整理やゴール（あるべき地域・地域福祉の姿）を描き出す
- その他ワークショップ・・・まち歩き、福祉マップづくりなどの参加型手法
- パブリックコメント、フォーラム・・・「素案」を公開し、意見を募る。修正意見などは計画に反映できるなどを吟味
- 推進委員会・・・策定後、計画の進行の評価や次の期への提言などを行う

まち歩きの様子



都市づくりNPOさいたま「まち歩きで魅力発見！」
(平成22年度さいたま市まちづくりセミナー資料)

住民懇談会の様子



*精華町 **飯館村HP ***やお地域福祉かわら版（八尾市）

3 地域共生社会の実現に向けた 地域福祉計画の法的位置および盛り込むべきもの

- ・社会福祉法における地域福祉計画の規定を学ぶ
- ・今般の社会福祉法改正で、地域福祉計画の規定がどう変更されたかを知り、そのねらいとともに理解する

13

地域福祉計画の規定およびその強化

社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）・第108条（都道府県地域福祉支援計画）

■ 上位計画としての位置づけ、努力義務化

■ （各分野で）「共通して取り組むべき事項」の規定

- ・福祉以外（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携
- ・高齢・障害・子育て等の中の重点事項
- ・制度の狭間の課題
- ・各分野横断的に対応できる体制／共生型サービス等
- ・居住の課題／虐待への横断的支援
- ・住民が集う拠点の整備・既存施設等の活用
- ・住民等が主体的に地域生活課題を把握・解決できる圏域ほか

(2017・12・12 3局長通知)

14

（つづき）

■ 住民の参加の促進

- ・地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
 - ・住民等による問題关心の共有化：動機づけ・主体的参加の促進
 - ・人材の育成
-
- 包括的な支援体制の整備
 - ・住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
 - ・地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
 - ・多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

■ 市町村行政内部の計画策定体制

- ・関係部局による検討会、部局横断によるプロジェクトチーム等
- ・専門職（社会福祉士、保健師等）による中核的な役割

15

（つづき）

■ 策定委員会

- ・住民等の自主的な努力
- ・側面から援助する市町村等の役割

■ 策定委員会等の参加

- ・地域住民・当事者団体・自治会・町内会、地縁型組織等・一般企業、商店街等
- ・民生委員・児童委員、福祉委員等・ボランティア、ボランティア団体
- ・特定非営利活動法人（NPO）、住民参加型在宅サービス団体等
- ・農業協同組合、消費生活協同組合等・社会福祉法人、地区（校区）社会福祉協議会等
- ・保健・医療・福祉等の専門職（専門機関）・福祉関連民間事業者（シルバーサービス事業者等）・その他の諸団体

■ 策定方針・策定目標

- ・都道府県計画の方針の勘案
- ・住民懇談会、ヒアリング、アンケート等による住民等の意見の反映
- ・数値目標
- ・定性的目標（数値化にないもの）

16

社会福祉法

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

（つづき）

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

第108条（都道府県地域福祉支援計画）

都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

（つづき）

2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるとときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

地域福祉計画に記載する各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例

- 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画、多文化共生等）との連携
- 高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野
- 制度の狭間の問題への対応
- 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
- 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開
- 居住に課題を抱える人・世帯への横断的な支援
- 就労に困難を抱える人への横断的な支援
- 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援

21 厚生労働省資料をもとに作成

（つづき）

- 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護
- 高齢者や障害者、子どもに対する虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援
- 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援
- 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域の考え方・関係の整理
- 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施するための補助事業等を有効に活用した連携体制
- 役所・役場内の全庁的な体制整備

22 厚生労働省資料をもとに作成

4 住民主体の行動計画

- 住民が主体となって地区の計画を立てる考え方を学ぶ
- ポトムアップで地域福祉を進める起点として、住民の思いをいかに計画化するかを理解する

住民主体の計画、小地域（生活圏域）の計画の大手さ

- 生活感覚でとらえること
- 〈気づき〉が生まれること
- 〈気づき〉が〈つながり〉に、〈つながり〉が〈行動〉に育つこと
- 主語を専門職から住民に

市民としての責任意識、連帶意識が芽生える（シチズンシップ）
社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）がさまざまなりスク（徘徊・虐待・犯罪・災害など）に強い地域をつくる

協議から生まれる「5年後のわが町」(N市O地区 住民自治協議会)



まとめ ～住民・福祉当事者や関係者が“わが事”として考える契機に～

- 時間軸で考える
- 空間軸(日常生活圏域等)で考える
- 5W1Hを話し合う(主体化と役割分担)
- 重みづけ(優先課題の決定)
- 資源配分の検討(お金、時間、人員配置…の(再)構築)

●年後、
どうなって
いますか？

近くの地区
で、こんな
良い・悪い
ことが！

- 策定過程への参加自体が学びと励み、仲間づくりになる(福祉教育としての機能)
- ソーシャルワーカーによる策定支援が重要な場の設定、参加呼びかけ、福祉当事者への参加支援・情報支援、資料作成、策定ノウハウ・手順のレクチャー等)

計画策定の目標設定と評価の視点

- コミュニティワークの“3つのゴール”
 - ①タスク・ゴール(課題達成目標)
 - ②プロセス・ゴール(過程目標)
 - ③リレーションシップ・ゴール(関係性改善・民主化の目標)

参考文献

- 野口定久 (2018) 『ゼミナール 地域福祉学』中央法規出版。
佐甲学 (2020) 「地域福祉の計画化」『社会福祉学習双書』編集委員会編『社会福祉学習双書第8巻 地域福祉論—地域福祉の理論と方法』全社協。